

第13 販売取扱所（危政令第18条）

1 区分

(1) 販売取扱所とは

「販売取扱所」とは、店舗において容器入りのままで販売するため指定数量以上の危険物を取り扱う取扱所をいう（危政令第3条第2号）。

なお、「店舗」とは建築物内において危険物を販売する施設をいい、通信販売等の在庫を貯蔵するのみで実態として店舗の形態を有していない場合は、販売取扱所に該当しない。

(2) 技術基準の適用

販売取扱所は指定数量の倍数に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

第13-1表 各種の販売取扱所に適用される基準

区 分	危政令	危規則
第1種販売取扱所（15以下）	18 I	
第2種販売取扱所（15超～40以下）	18 II	

注 括弧内は指定数量の倍数、算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

2 規制範囲

販売取扱所は、建築物内に設けた危険物を販売する区画室（店舗部分で小分け室を含む。）をもって一許可単位とする。

なお、離れて設置された区画室をあわせて一許可単位とすることはできない。

3 許可数量の算定

許可数量は、規制範囲内で保有する危険物の最大取扱数量とする。

4 位置、構造及び設備の基準

(1) 危政令第18条第1項を適用する第1種販売取扱所

ア 建築物の構造（危政令第18条第1項第3号、第4号、第5号）

(ア) 建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を危政令第18条第1項第3号に規定する壁の構造に準じたものとするよう指導する。◆

(イ) 危政令第18条第1項第3号ただし書の規定による隔壁（以下「他用途部分との隔壁」という。）に出入口を設ける場合は、自閉式の特定防火設備とする。

(ウ) 他用途部分との隔壁には必要最小限の監視用の窓（網入ガラス入りはめ殺し戸とし、温度ヒューズ付特定防火設備を設けたもの）を設けることができる。【S51消防危23-3】

(エ) 販売取扱所の用に供する部分の床は、耐火構造又は不燃材料とし、危険物が浸透しない構造とするよう指導する。◆

(オ) 販売取扱所に事務室その他取扱所の業務に必要な室を設ける場合は、次により指導する（第13-1図参照）。◆

a 耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画する。

b 出入口には、自閉式の防火設備を設ける。

c 出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとする。

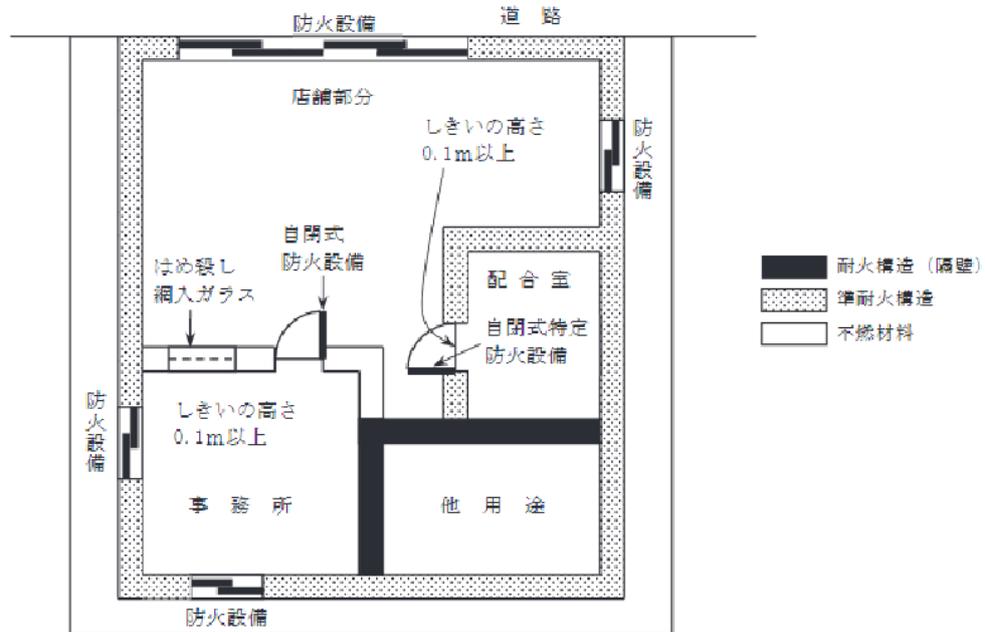
d 店舗に面した窓にガラスを用いる場合は、網入ガラス入りはめ殺しとする。

e 出入口のしきいの高さは、床面から0.1m以上とする。

f 建築物内の家具、設備等には転倒・落下防止措置を講じる。

イ その他

- (7) 販売取扱所に雨よけ又は日よけを設ける場合、支柱及び柱等是不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとする事ができる。



第13-1図 事務室の設置例

- (1) 太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等については、第3「製造所」4(1)ナ(1)によること。
- (2) 危政令第18条第2項を適用する第2種販売取扱所
- (1) (ア(1)を除く。)によるほか、次によること。

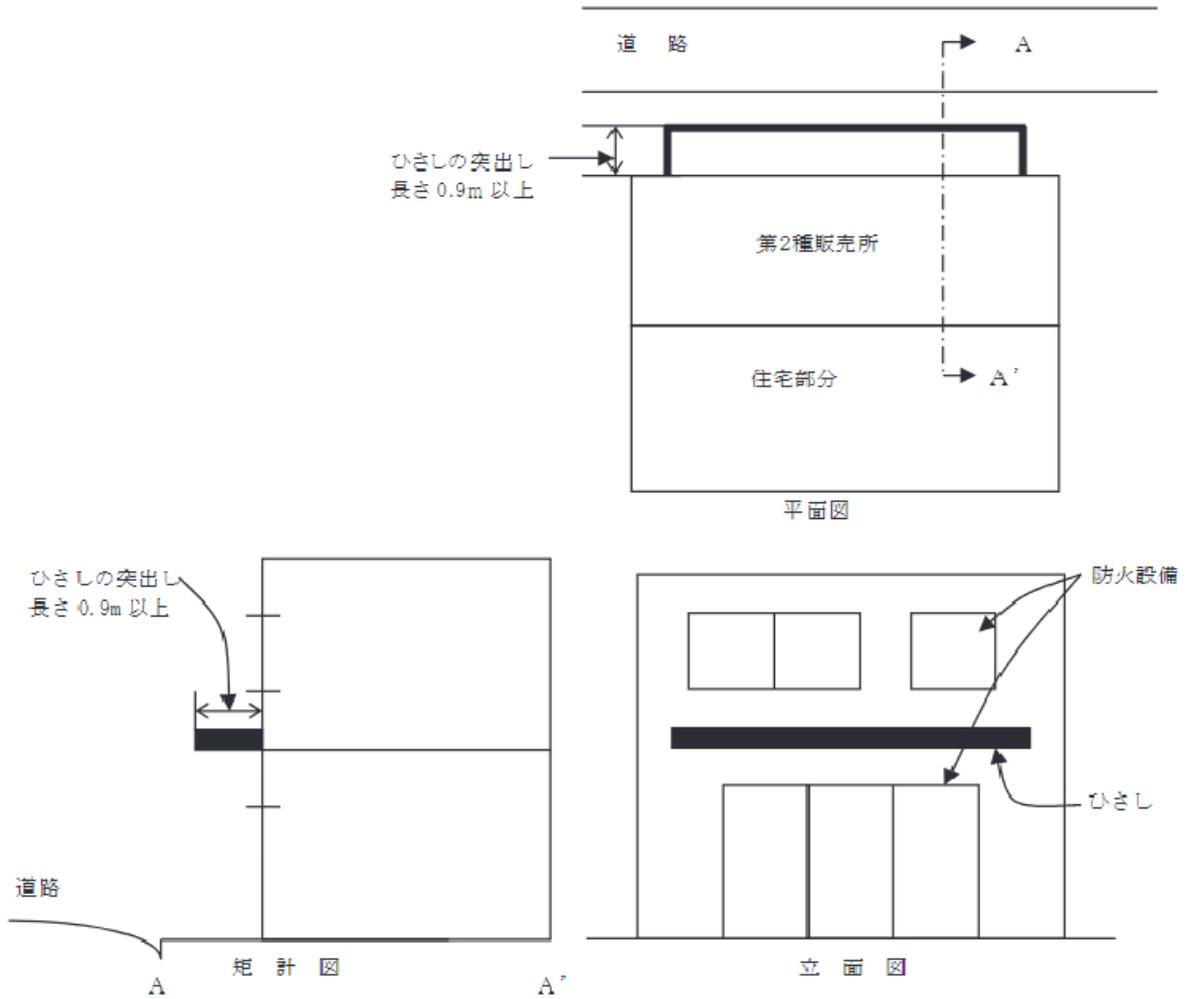
ア 設置位置

第2種販売取扱所の設置位置は、道路に面している場所等とし、敷地の奥まった場所にならないよう指導する。◆

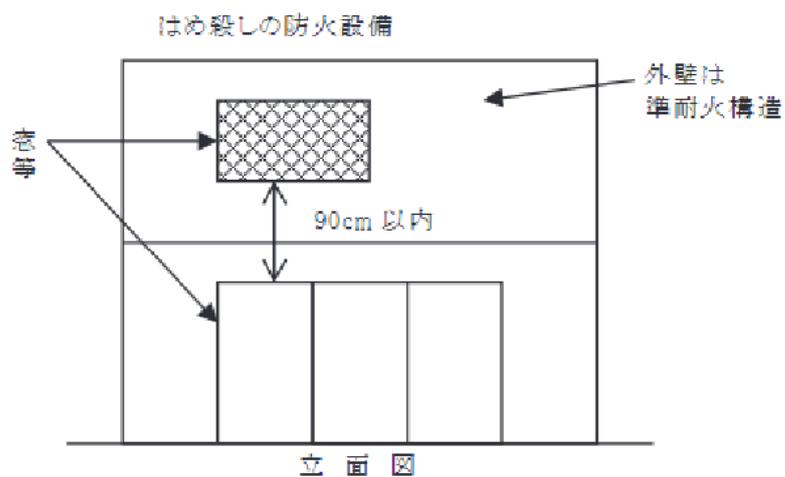
イ 上階への延焼を防止するための措置（危政令第18条第2項第2号）

危政令第18条第2項第2号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」としては、次による方法がある。

- (7) 上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける等の方法（第13-2図参照）。【S46消防予106】
- (1) 上階の外壁が準耐火構造（危政令第18条第1項第3号に規定する準耐火構造をいう。）であり、当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部にはめ殺しの防火設備が設けられている方法（第13-3図参照）。【S48消防予121】



第13-2図 上階への延焼を防止するための構造例【S46消防予106】

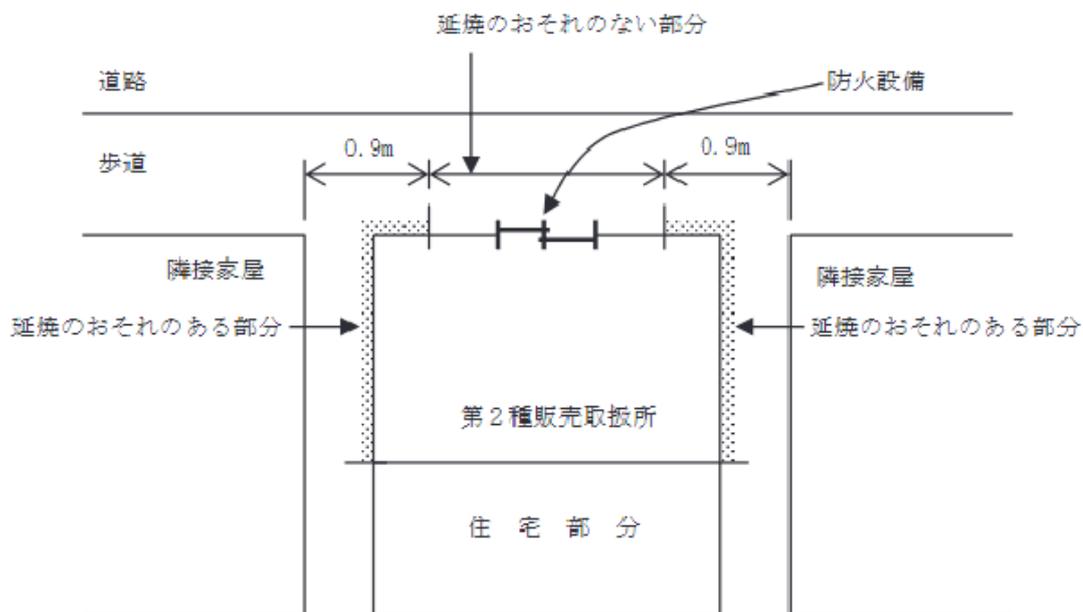


第13-3図 上階への延焼を防止するための措置例【S48消防予121】

ウ 延焼のおそれのない部分（危政令第18条第2項第3号）

販売取扱所の両側に近接する建築物との間隔が0.9m以上である取扱所の部分は、危政

令第18条第2項第3号に規定する「延焼のおそれのない部分」としてみなすことができる（第13-4図参照）。【S46消防予106】



第13-4図 「延焼のおそれのある壁又はその部分」及び「延焼のおそれのない部分」の例